

評価作業マニュアルの改定について（案）

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に係る「評価作業マニュアル」について、以下のとおり改定いたします。

なお、各項目に係る詳細資料については、本機構ウェブサイトに掲載の国立大学教育研究評価委員会 配布資料 (http://www.niad.ac.jp/n_kikou/shokaigi/hyouka/kokuritsu/index.html) を御覧ください。

①「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について」に基づく改定

1. 特定の取組・計画等の評価方法について

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合には、プロセスや内容等を考慮し判定を行う。(P21、P23)
- ・ 「国際的な視点から判断して極めて高い教育研究水準の実現」を中期計画の判定「非常に優れている」の条件である「特筆すべき成果」とする。(P23)
- ・ 「個性の伸長への大きな寄与」を中期計画の判定「非常に優れている」の条件である「特筆すべき成果」とする。(P23)
- ・ 「中期目標の達成状況報告書」の「法人の特徴」中の[東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等]欄に記載されている取組のうち、最初に記載されている取組を「評価結果<<概要>>」の<<復旧・復興への貢献・支援活動等<<関係した顕著な取組>>欄に転載する。(P46)

2. 学部・研究科等の現況分析結果の活用方法について

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 現況調査表との関連が記載されている中期計画については、関連する現況分析結果を参照して判定を行う。(P25)
- ・ 現況分析結果における「注目すべき質の向上」について、関連する中項目を判断し、当該中項目の「優れた点」として記述する。(P27)
- ・ 現況分析結果において「水準を大きく上回る」と判定された分析項目のうち、中期計画と関連付けられているものについて、当該中項目の「優れた点」として記述する。(P27)
- ・ 上記以外にも、評価者の判断により、現況分析結果の概要から、関連する中項目を判断し、当該中項目の「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」として記述することができる。(P27)

3. 研究業績の水準判定について

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 研究業績との関連が記載されている中期計画については、関連する研究業績水準判定結果を参照して判定を行う。(P21)

4. 評価結果と公表・通知事項について

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 「評価結果」に「評価結果<<概要>>」、「法人の特徴」を設ける。(P58、P59)
- ・ 「評価結果」に「大項目」「中項目」「小項目」の3階層を明記する。(P57)
- ・ 「評価結果」に「判定結果一覧表」を設ける。(P57)

【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 「現況分析結果」に「学部・研究科等の現況分析結果（概要）」を設ける。(P93)
- ・ 「質の向上度」の判定において、判断理由を分析項目ごとに具体的に明示して記述する。(P72～P73)
- ・ 「研究成果の状況」の判断理由に研究業績水準判定結果の概要を記載する。(P68)

5. 大学ポर्टレート（仮称）の活用方法について

【中期目標の達成状況評価】【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 中期目標の達成状況評価、学部・研究科等の現況分析、共に、「データ分析集」「入力データ集」の活用について記述する。(P21、P68)

6. 認証評価結果の活用方法について

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 基礎資料として評価者に、直近の機関別認証評価結果の概要、及び認証評価の評価結果等が「中期目標の達成状況報告書」の根拠資料として示されている場合は該当箇所を提供する。(P14)
- ・ 機関別認証評価の概要において指摘事項（「改善を要する点」等）があり、その対応状況等について確認する必要があると判断した場合、評価者は資料提出を依頼することができる。(P32)

【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 基礎資料として評価者に、認証評価の評価結果等が「学部・研究科等の現況調査表」の根拠資料として示されている場合は該当箇所を提供する。(P64)

7. 質の向上度の評価方法について

【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 「質の向上度」の判定については、以下の手順により行う。(P72)
 - ① 「学部・研究科等の現況調査表」の『『質の向上度』の分析』の記載（「該当なし」の場合あり）及び水準判定についての記載、「データ分析集」、「入力データ集」に基づいて判断する。
 - ② 参考として、第1期中期目標期間の現況分析の水準判定結果と第2期中期目標期間の現況分析の水準判定結果を比較する。
 - ③ その上で、総合的に「質の向上度」について判定する。
- ・ 質の向上度について「大きく改善、向上している」又は「高い質を維持している」と判定した場合には、注目すべき質の向上の指摘を行う。(P72)
- ・ ただし、「大きく改善、向上している」又は「高い質を維持している」と判定した場合以外にも、評価者の判断によって、注目すべき質の向上について指摘することができる。(P72)

8. 中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準について

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 「中期目標の達成状況報告書」の中項目ごとに記載されている「優れた点及び改善を要する点等」を分析し、「中期目標の達成状況報告書」の記述を基に、「優れた点」「改善を要する点」「特色ある点」を記述する。
(P27 「『優れた点』『改善を要する点』『特色ある点』の考え方」はP29)
- ・ 現況分析結果における「注目すべき質の向上」について、関連する中項目を判断し、当該中項目の「優れた点」として記述する。(P27)
- ・ 現況分析結果において「水準を大きく上回る」と判定された分析項目のうち、中期計画と関連付けられているものについて、当該中項目の「優れた点」として記述する。
(P27)
- ・ 上記以外にも、評価者の判断により、現況分析結果の概要から、関連する中項目を判断し、当該中項目の「優れた点」として記述することができる。(P27)

9. 積み上げ方式の計算方法について

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 中期目標（小項目）の段階判定の基準について、中期計画の判定区分の新設などの第1期中期目標期間からの変更点及び中期目標（小項目）数、中期計画数の減少等を踏まえ、積み上げによる判断の基準について変更を行う。(P26)
- ・ 小項目の判定は、積み上げの計算による平均値を参考に、評価者が判定を行う。
評価者が行った判定の結果が積み上げの計算による平均と異なる場合には、その理由を記述する。(P25)

- ・ 中項目、大項目については、積み上げの計算による平均値によって判定を行う。
(P27～30)

【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 水準判定について、法人の優れた取組を分析項目の判定により強く反映させるため、判断の基準について変更を行う。(P71)

10. ヒアリング等の手続きについて

【中期目標の達成状況評価】

- ・ 「ヒアリングに向けての確認事項」と「資料提出の依頼」の照会を同時に法人に行う。
(P33～34)
- ・ ヒアリングに当たっては、事前に「ヒアリングに向けての確認事項」の照会を法人に行う。「ヒアリングに向けての確認事項」の照会は、「中期目標の達成状況報告書」の内容に関連する事項のみ行うことができる。(P32)
- ・ 「資料提出の依頼」の照会は、「中期目標の達成状況報告書」の内容に関連する事項のみ行うことができる。(P32)
- ・ ただし「資料提出の依頼」においては、上記以外に、機関別認証評価結果の概要に指摘事項がある点について対応状況等を確認する必要があると判断した場合にも、照会を法人に対して行うことができる。(P32)

【学部・研究科等の現況分析】

- ・ 「分析に当たっての確認事項」と「資料提出の依頼」の照会を同時に法人に行う。
(P80～81)
- ・ 書面調査を踏まえ、「分析に当たっての確認事項」の照会を法人に行う。
「分析に当たっての確認事項」の照会は、「学部・研究科等の現況調査表」の内容に関連する事項のみ行うことができる。(P79)
- ・ 「資料提出の依頼」の照会は、「学部・研究科等の現況調査表」の内容に関連する事項のみ行うことができる。(P79)
- ・ 「分析に当たっての確認事項」(照会に対する法人からの回答含む)については、「ヒアリングに向けての確認事項」を取りまとめる際の参考とするため、達成状況判定会議に提供する。(P32、P41)

11. 評価実施体制について

- ・ 評価実施体制については、基本的に第1期の体制を踏襲する。
(P4～6、P13、P63、P99)

②その他の主な改定

冊子の構成等

- ・ 第2期の評価実施要項、実績報告書作成要領に合わせ、第1期のマニュアルから構成を改定した。(第1章、第2章 … ⇒ 第1部、第2部 …)

スケジュール

- ・ 第2期の評価実施要項、実績報告書作成要領等を踏まえ、第2期の評価に向けてスケジュールの部分を改定した。(P9、P17～18、P66、P100)

ウェイト方式の廃止について

- ・ 中期目標の達成状況評価におけるウェイト方式の廃止に伴い、「書面調査シート」の様式等を改定した。(P21～30)

研究業績水準判定について

- ・ 第2期の評価実施要項、実績報告書作成要領等を踏まえ、研究業績水準判定についての記述を改定した。(P99～105)